

議案第36号説明資料

令和2年9月1日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	
一部改正条例第1条関係（公布の日時点）	3～5
一部改正条例第2条関係（令和3年1月1日時点）	6～7
一部改正条例第3条関係（令和4年4月1日時点）	8～9

# 大磯町町税条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

平成30年度税制改正において、個人町民税の均等割に係る非課税の要件を令和3年1月1日から変更する見直しが行われ、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が公布されました。また、令和2年度税制改正においては、固定資産税における所有者不明土地等への対応及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の見直しが行われ、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正するものです。

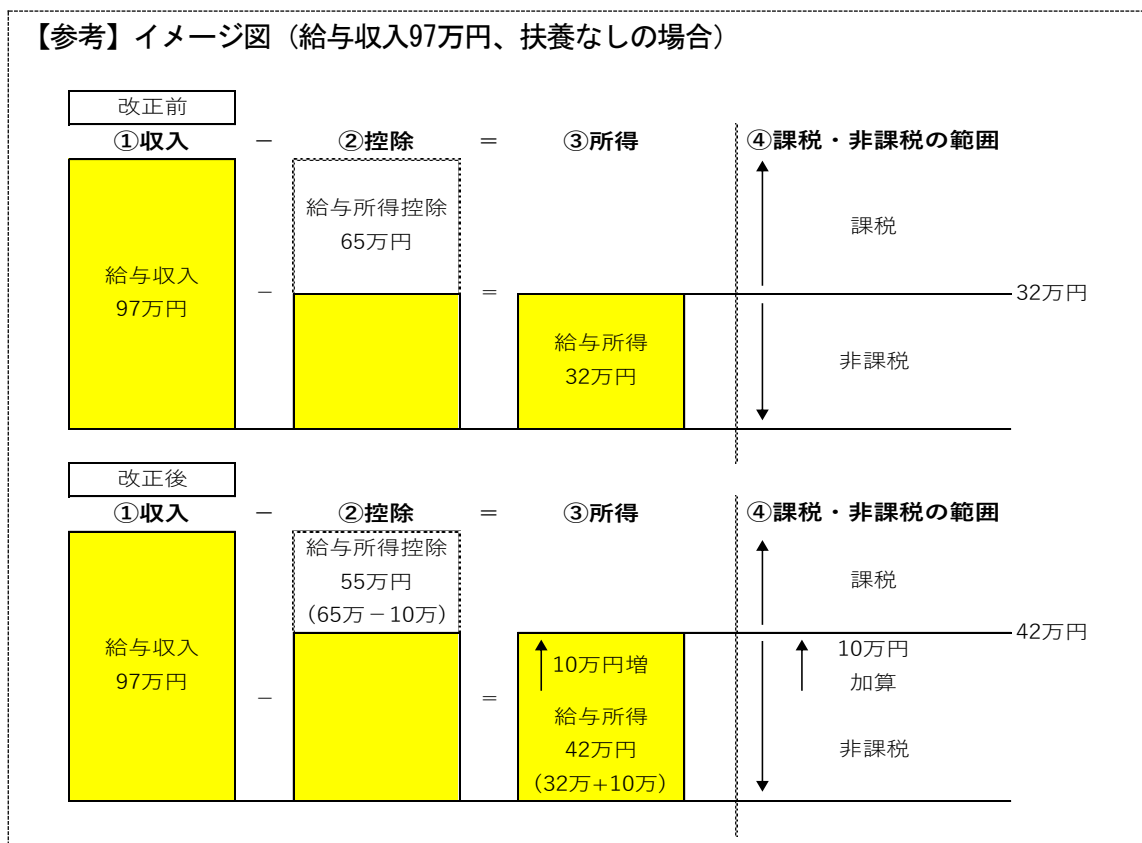
## 2 改正内容

### (1) 個人町民税の均等割に係る非課税の要件に関する規定の改正（第8条の2関係）

【施行日：令和3年1月1日】

地方税法の改正により、給与収入や公的年金等の収入から控除される給与所得控除や公的年金等控除の額が、10万円引き下げられました。

これにより、控除後の給与所得や公的年金等の所得が、従来に比べ10万円多くなることから、個人町民税の均等割に係る非課税の水準が従来と同様になるよう、非課税を算定する際の額に10万円を加算する改正を行うものです。



- (2) 固定資産税における所有者不明土地等への対応に関する規定の追加（第24条の3、第48条関係）

【施行日：令和3年1月1日】

所有者が不明である土地や家屋（所有者不明土地等）に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、相続人等の「現に所有している者」の申告に係る制度が創設されたことから、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間において、相続人等の「現に所有している者」に対し、氏名、住所その他の必要事項を申告させることが可能となるよう規定の追加を行うものです。

- (3) わがまち特例に関する規定の削除及び改正（附則第6条関係）

【施行日：この条例の公布の日】

地方税法の改正により、固定資産税の課税標準の特例に関し、廃止や課税の割合が変更されたため、関連規定の削除及び改正を行うものです。

ア 指定物質排出抑制施設（大気汚染防止法）

平成26年度の地方税法改正により町税条例に規定した特例措置のうち、この施設の特例措置が廃止されたため関連規定の削除を行います。

イ 特定再生可能エネルギー発電設備（水力発電設備：出力5,000kW以上）

平成28年度の地方税法改正により町税条例に規定した特例措置のうち、この設備の特例措置が変更されたため関連規定の改正を行います。

改正案		現行	
条例で定める課税の割合	地方税法で定める課税の割合	条例で定める課税の割合	地方税法で定める課税の割合
7/12	7/12以上11/12以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	1/2	1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

※ 対象：償却資産（R2.4.1～R4.3.31に取得）、特例期間：3年度分

- (4) 規定の整理

（第11条関係）【施行日：令和4年4月1日】

（第18条、第18条の2、第18条の3、附則第6条関係）【この条例の公布の日】

（附則第6条関係）【令和3年1月1日】

法令の改正に伴う引用条項の整理を行います。

大磯町町税条例 新旧対照表（一部改正条例第1条関係：公布の日時点）

改正案	現行
<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 普通税              第1節 省略              第2節 固定資産税            （特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等）</p> <p>第18条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することになったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。            （固定資産税の非課税等の申告）</p> <p>第18条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他町長が必要があると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用者の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 省略            （法第349条の3第27項等の条例で定める割合）</p> <p>第18条の3 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。            3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>第19条～第25条 省略              第3節～第7節 省略              第3章～第5章 省略</p>	<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 普通税              第1節 省略              第2節 固定資産税            （特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等）</p> <p>第18条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することになったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。            （固定資産税の非課税等の申告）</p> <p>第18条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他町長が必要があると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用者の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 省略            （法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</p> <p>第18条の3 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。            3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>第19条～第25条 省略              第3節～第7節 省略              第3章～第5章 省略</p>

改正案	現行
<p>附 則 第1条～第5条 省略 (固定資産税の課税標準の特例) 第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1) 省略  (2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 4分の3 (3) 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (4) 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1  (5) 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (6) 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (7) 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (8) 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (9) 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (10) 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (11) 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (12) 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (13) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の1 (14) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合 零 (15) 法附則第62条に規定する条例で定める割合 零</p>	<p>附 則 第1条～第5条 省略 (固定資産税の課税標準の特例) 第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1) 省略 (2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1 (3) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3 (4) 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (5) 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (6) 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (7) 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (8) 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (9) 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7 (10) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7  (11) 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (12) 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (13) 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1 (14) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1 (15) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零 (16) 法附則第62条に規定する条例で定める割合 零</p>

改正案	現行
<p>第7条～第17条 省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び附則（附則第2項及び附則第3項を除く。）の規定 公布の日</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略 (固定資産税に関する経過措置)</p> <p>3 省略</p> <p>4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p>	<p>第7条～第17条 省略</p>

大磯町町税条例 新旧対照表（一部改正条例第2条関係：令和3年1月1日時点）

改正案

現行

目次 省略  
 第1章 省略  
 第2章 普通税  
 第1節 町民税  
 （個人均等割の非課税）  
 第8条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める金額を加えた金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。  
 第9条～第17条 省略  
 第2節 固定資産税  
 第18条～第24条の2 省略  
 （現所有者の申告）  
 第24条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。  
 (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）  
 (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名  
 (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項  
 第25条 省略  
 第3節～第7節 省略  
 第3章・第4章 省略  
 第5章 罰則  
 第46条・第47条 省略  
 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。  
 (1) 省略

目次 省略  
 第1章 省略  
 第2章 普通税  
 第1節 町民税  
 （個人均等割の非課税）  
 第8条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める金額を加えた金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。  
 第9条～第17条 省略  
 第2節 固定資産税  
 第18条～第24条の2 省略  
 第25条 省略  
 第3節～第7節 省略  
 第3章・第4章 省略  
 第5章 罰則  
 第46条・第47条 省略  
 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。  
 (1) 省略

の

改正案	現行
<p>(2) 法第317条の2第1項若しくは第2項、第13条第2項若しくは第3項、法第328条の7第1項、第24条、<u>第24条の3</u>、第26条の2第1項又は第29条の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 省略 (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) <u>法附則第64条</u>に規定する条例で定める割合 零</p> <p>第7条～第17条 省略</p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>省略</u></p> <p>(2) <u>第2条並びに附則第2項及び附則第3項の規定 令和3年1月1日</u> (以下「第2号施行日」という。)</p> <p>(3) <u>省略</u> (<u>町民税に関する経過措置</u>)</p> <p>2 <u>第2条の規定による改正後の大磯町町税条例（以下「第2条改正条例」という。）第8条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u> (<u>固定資産税に関する経過措置</u>)</p> <p>3 <u>第2条改正条例第24条の3の規定は、第2号施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。</u></p> <p>4・5 省略</p>	<p>(2) 法第317条の2第1項若しくは第2項、第13条第2項若しくは第3項、法第328条の7第1項、第24条、第26条の2第1項又は第29条の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 省略 (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) <u>法附則第62条</u>に規定する条例で定める割合 零</p> <p>第7条～第17条 省略</p>



大磯町町税条例 新旧対照表（一部改正条例第3条関係：令和4年4月1日時点）

改正案	現行												
<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 普通税                第1節 町民税            第8条の2～第10条 省略            （法人の均等割の税率）            第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>	<p>目次 省略            第1章 省略            第2章 普通税                第1節 町民税            第8条の2～第10条 省略            （法人の均等割の税率）            第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 502 875 539">法人の区分</th> <th data-bbox="880 502 1111 539">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 542 875 1078">           (1) 次に掲げる法人            ア～エ 省略            オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの         </td> <td data-bbox="880 542 1111 1078">           年額 5万円         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1082 875 1118">(2)～(9) 省略</td> <td data-bbox="880 1082 1111 1118">省略</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 5万円	(2)～(9) 省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 502 1879 539">法人の区分</th> <th data-bbox="1883 502 2114 539">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 542 1879 1078">           (1) 次に掲げる法人            ア～エ 省略            オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの         </td> <td data-bbox="1883 542 2114 1078">           年額 5万円         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1082 1879 1118">(2)～(9) 省略</td> <td data-bbox="1883 1082 2114 1118">省略</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 5万円	(2)～(9) 省略	省略
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 5万円												
(2)～(9) 省略	省略												
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 5万円												
(2)～(9) 省略	省略												
<p>2 省略            第12条～第17条 省略                第2節～第7節 省略                第3章～第5章 省略                附 則 省略             附 則            （施行期日）</p>	<p>2 省略            第12条～第17条 省略                第2節～第7節 省略                第3章～第5章 省略                附 則 省略</p>												

改正案	現行
<p>1 <u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1)・(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 第3条の規定 令和4年4月1日</u></p> <p><u>2～5 省略</u></p>	